

平成 22 年 9 月 30 日

英国財務省銀行税に対するコメント

全国銀行協会

全国銀行協会は、国内で活動する 139 の国内銀行および 45 の外国銀行で構成される銀行の業界団体である。

全国銀行協会として、英国財務省（HM Treasury）から今年 7 月 13 日に公表された「銀行税に係る市中協議文書」に対してコメントする機会を与えられたことに、まず感謝の意を表したい。

われわれは以下のコメントが英国財務省におけるルール策定に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

1. 総論

本提案は、英国が国際的な金融市場であることを踏まえれば、国際的な規制強化の議論に大きな影響を与えるものと考えられる。バーゼル銀行監督委員会により、銀行の資本の質の強化および量の増加が検討されている中、銀行税の実施により、銀行資本の積み上がりが遅れることを懸念している。

また、外国銀行の英国支店を対象とするに際しては、英国国内銀行への導入と同様ではなく、銀行税の趣旨に則り、英国の金融システムおよび実体経済に与える影響の度合いを十分に考慮すべきである。流動性危機時に英国政府の支援を受ける可能性の少ない外国銀行の英国支店に対し、英国国内銀行と同様の条件で銀行税を課すのは適切ではないと考える。

英国財務省として、銀行に対する課税の枠組みを策定するに当たっては、上記の自己資本規制等の強化の実施時期等を勘案したうえで、資本の積み上がりに悪影響が出ないように、適切な移行措置等を検討願いたい。また、実施に際しては、過度な実務上の負担を回避するとともに、英国銀行と外国銀行の間で、不公平な取扱いが生じないように、配慮を願いたい。

2. 各論

実施時期（原文 1 頁）

本提案は、2011 年 1 月 1 日より施行されることが見込まれているが、準備期

間が短すぎることも懸念している。現時点では、控除項目や算出方法など不確定要素が多い状況であるが、その確定の後に、銀行側では、本件への対応のために、データ抽出、控除項目の除外および税額算出など、プロセスの確認やシステムインフラの整備を行うための十分な時間が必要とされる。そのため、市中協議後の方向性について、早い段階での情報開示と十分な準備期間の確保を求める。

支払税額の損金不算入（原文7頁）

銀行税の支払額が法人税の損金算入不可とされることは、銀行にとっての納税負担が大きい。法人税の課税所得の計算上、銀行税の支払額の損金算入が容認されるべきである。

銀行および銀行グループの定義（原文9頁）

課税対象とされる **Banking Group** の定義は、あくまで銀行業に係るグループであり、金融持株会社ベースのグループは課税対象とならないことを確認したい。具体的には、金融持株会社の傘下に属する複数の銀行が、それぞれ個別に事業展開し独立したエンティティを形成して英国に支店を有する場合、課税対象は、個別の銀行グループベース(当該銀行の英国支店および英国で事業を展開する子会社等)ごととなることを確認したい。

連結決算作成（Aggregation）（原文10頁）

課税対象負債の確定に際し、会計基準は、**IFRS**（国際会計基準）もしくは**UKGAAP**（英国会計基準）を使用することとされているが、外国銀行では、英国内のエンティティのみを合算したバランスシートを作成していないことも多い。銀行税対応のために、英国内のエンティティを合算した**IFRS**もしくは**UKGAAP**ベースのバランスシートを作成することは、非常に負担感が強く、また、連結貸借対照表（**Consolidated Balance Sheet**）をそのまま利用可能な英国銀行と比べ、不公平感が強い。そのため、一定規模以下のエンティティは対象外とすることを認めるなど、外国銀行の実務負担を軽減する措置を検討願いたい。

支店の負債の計算（原文11～12頁）

外国銀行支店にとって、本支店借入（**intra-entity funding**）は、重要かつ安定的なファンディングソースでありながら、課税対象となる負債からは控除されない枠組みになっている。効率的かつ安定的な資金調達構造として、英国支店が欧州他国拠点を含めた資金調達機能を担っている外国銀行支店があるが、

そういった金融機関にとって、銀行税は、最適な資金調達構造に対し経済的な負担をもたらすものであり、本来の趣旨である金融の安定化に逆行するものである。一方、英国FSAの新しい流動性規制においては、銀行全体としての十分かつ安定的な流動性確保の枠組みを認める適用除外（Modification）制度があるが、当該適用除外申請が承認された金融機関においては、本支店借入の全額控除を認めていただききたい。また、少なくとも、同一エンティティの他国拠点向け資金供給を目的とした本支店借入は、英国事業のための資金調達ではないことから、グループ内の資産・負債は相殺して、ネットの負債のみを課税対象にする取扱いとしていただきたい。

閾値（Threshold）（原文13頁）

総負債額が 200 億ポンド以上の場合、超えた額ではなく全てに銀行税を課す閾値（Threshold）を設定する方式ではなく、超えた部分にのみ課税する控除（Allowance）方式が妥当と考える。現状案では、負担が大きい上に、銀行が 200 億ポンドを下回る負債の規模に抑える誘因が働きかねず、健全なビジネスにおける急な資金需要に対応できないなどの弊害が想定される。

課税ベース（原文 15 頁）

CLS（国際連続同時外為決済）銀行で決済が行われ、かつ ISDA（国際スワップ・デリバティブ協会）マスターアグリーメント（CSA（クレジット・サポート・アネックス）契約）を締結しているカウンターパーティーとの為替取引については、信用リスクや決済リスクがないうにエクスポージャも極めて小さく、安全性の高い取引であるため、課税対象からの除外項目に追加されるべきである。

税額計算・支払（原文 20～21 頁）

閾値（Threshold）に達しない、または控除項目によって明らかに銀行税の対象にならないにもかかわらず、法人税申告書の追記や銀行税申告書の提出を行うのは過度の事務負担になる。自己申告制度である法人税システムに則り、自己計算において銀行税の対象とならない場合には、税務申告書に算出方法を記載したり、銀行税申告書の添付をしなくてもよいことを確認したい。

また、銀行税の支払を法人税と同様に四半期分割払としているが、銀行税は法人税とは算出方法が異なること、また、対象となる銀行グループの規模や性格も異なることから、支払方法に柔軟性を持たせるべきと考えられるため、会計年度終了後の一回払いも選択できるようにすべきと考える。

二重課税（原文 22 頁）

仮に、他国でも同様の銀行税が導入された場合には、同じバランスシートに対し、二重に課税される懸念がある。また、現状の租税条約では、所得や利益に対する課税に対しては、二重課税回避が可能であるものの、銀行税のようなバランスシートに対する課税に対しては、租税条約でカバーされない。国際的に二重課税の回避策の検討が進んでいない中で、英国が銀行税を導入することは、問題があるため、二重課税を避ける枠組みを銀行税の導入実施までに構築することを強く望む。

以 上